

会計検査院等の検査における指摘について

【サービス管理責任者欠如(令和7年度)】

- ◆ 令和元年度から令和3年度に基礎研修修了者となり、サービス管理責任者として従事(みなし配置)している者について、**期限までに実践研修を修了せず**、そのままサービス管理責任者として従事している事例がありました。
- ◆ 基礎研修修了者となった日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置修了後、実践研修を修了するまでの間はサービス管理責任者として従事することはできません。
- ◆ 期限までに実践研修又は更新研修を受講せず、サービス管理責任者として従事している場合は人員欠如となり、翌々月から欠如解消されるに至った月まで**サービス管理責任者欠如減算**が適用されます。
- ◆ サービス管理責任者等の研修、経過措置、実務要件等については、**集団指導資料「サービス管理責任者等の研修及び経過措置について」**をご確認ください。

会計検査院等の検査における指摘について

【定員超過利用減算未適用(令和3年度)】

- ◆ 県が指定する障害福祉サービス等事業者が**報酬の過大請求**(定員超過利用減算未適用)について指摘を受ける事例が発生しました。
- ◆ 国・県等の検査(実地指導)において指摘を受けた場合、過去5年度分までさかのぼり、報酬の過大請求に対する係る返還が生じます。また、返還額の算定や返還手続のための書類作成が必要となります。
- ◆ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行うよう、十分注意してください。

◆定員超過利用減算について

- ・以下に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について**利用者全員につき減算**となります。
- ・減算の場合、算定される単位数は所定単位数の70%となります。

対象サービス		障害福祉サービス事業所等		障害児通所支援事業所等	
		生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練、施設入所支援	児童発達支援(旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援	障害児入所支援(指定発達支援医療機関を除く。)
1日あたりの利用実績	利用定員 50人以下 ※2	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%	利用者数 > 利用定員 × 150%	利用者数 > 利用定員 × 110%
	利用定員 51人以上 ※2	利用者数 > (利用定員 - 50) × 125% + 75	利用者数 > (利用定員 - 50) × 105% + 55	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 125% + 25	利用者数 > 利用定員 + (利用定員 - 50) × 105% + 5
直近の過去3か月間の利用実績	利用定員 11人以下 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の開所日数 ※2	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所日数 × 105%	過去3か月間の延べ利用者数 > (利用定員 + 3) × 過去3か月間の開所日数	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所日数 × 105%
	利用定員 12人以上 ※1	過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所日数 × 125% ※2		過去3か月間の延べ利用者数 > 利用定員 × 過去3か月間の開所日数 × 125%	

直近の過去3か月間の利用実績において、2つある計算式のうちどちらを用いるか判断する利用定員(※1)は、**多機能型事業所の場合は、複数のサービスの利用定員の合計数**で判断し、計算で用いる利用定員(※2)はサービス単体の利用定員を用いる。

例: 就労継続支援A型10人、就労継続支援B型20人 = 合計30人

↑ 合計利用定員数が12人以上であるため、いずれのサービスも「12人以上」の場合の計算式を用いる。